

弁護士・弁理士 清瀬一郎の足跡

青山特許事務所 仲倉幸典

2006年11月25日

年	清瀬一郎	社会
明治17(1884)	兵庫県飾磨郡(現姫路市)に生まれる。	1883年 工業所有権の保護に関するパリ条約締結 明治18(1885)専売特許条例公布
明治41(1908)	京都帝国大学を卒業 東京地方裁判所司法官司補拝命 東京帝国大学大学院入学	1904-1905年 日露戦争
明治42(1909)	司法官司補辞職 弁護士・弁理士登録、開業	
明治43(1910)	関西大学教授、京都法政大学(現立命館大学)講師 この頃から特許法に取り組む	

年	清瀬一郎	社会
大正2(1913)	<p>ドイツに留学、ベルリン大学教授ヨゼフ・コーラーに師事し特許法等を学ぶ</p> <p>独日開戦とともにイギリスに移る</p>	1914年 第1次世界大戦勃発
大正4(1915)	帰国し、学位論文「発明特許制度ノ起源及発達」を京都帝国大学に提出。	日本特許弁理士会創立
大正9(1920)	<p>第14回総選挙に当選し衆議院議員となる</p> <p>「あくまで言論自由のために戦わん」</p>	
大正10(1921)	工業所有権4法(大正10年法)の審議・成立に貢献	
大正11(1922)	「特許法原理」を出版。	<p>弁理士会設立</p> <p>第1回弁理士試験実施</p>

年	清瀬一郎	社会
大正14(1925)	治安維持法の成立に反対「反動主義時代の産物である」	治安維持法の成立
昭和3(1928)	第16回総選挙兵庫4区(姫路市他)に移って立候補し、当選	1929年10月 米、ウォール街株価大暴落、世界恐慌始まる
昭和5(1930)	弁理士試験委員	
昭和6(1931)	<p>軍縮論を唱える(5月)「軍費を論ず」</p> <p>国民同盟に参加(12月結成)</p> <p>日満ブロックを完成し、他の経済ブロックとの関係改善を目指す</p>	<p>満州事変勃発(9月)</p> <p>国内世論が、帝国主義的な膨張政策を否定する論調(国際協調・軍備縮小論)から、膨張政策支持に転換</p> <p>犬養内閣成立(12月)</p>

年	清瀬一郎	社会
昭和7(1932)	既成政党を批判「政党と財閥宜しく反省すべし」(文芸春秋昭和7年1月)	5・15事件 犬養首相射殺される
昭和8(1933)	5・15事件の海軍将校側の弁護人を引き受ける。「已むにやまれぬ」行動であった、と情状酌量を訴える	各地で減刑運動が展開される 日本、国際連盟を脱退(3月)

5・15事件	
求刑	判決
海軍将校のうち 3名に死刑、 3名に無期禁固	禁固刑のみであり、最高でも禁固15年 「罪責マコトニ重大ナリトイヘドモ憂国ノ至情諒トスベキモノ」である

年	清瀬一郎	社会
昭和12(1937)		盧溝橋事件(7月)に端を發して日中戦争勃發
昭和13(1938)	法政大学教授に就任	
昭和14(1939)	東京弁護士会会長	
昭和15(1940)	大政翼賛会に合流	
昭和19(1944)	弁理士会理事長	
昭和20(1945)	陸軍省の国際法顧問団に加わり、各種終戦条約を研究 ポツダム宣言も研究	連合国、ポツダム宣言(7月26日) 終戦(8月)
昭和21(1946)	公職追放される 極東国際軍事裁判(東京裁判)で弁護団副団長、東條英機の主任弁護人を務める。	

極東国際軍事裁判で清瀬らが提出した 二つの動議(冒頭陳述前)

1. 裁判官 の忌避

ウェッブ裁判長は、オーストラリア政府の命令でニューギニアにおける日本軍の戦時国際法規違反を調査し、同政府に報告している。

したがって、ウェッブ裁判長がニューギニアの問題も含まれている本件の審理をするのは不適當である。

2. 裁判の 権限なし (事後法に よる処罰不 可)

ポツダム宣言に書いてある戦争犯罪とは、通常の戦争犯罪(捕虜虐待など)を指す。

ポツダム宣言が発せられた時点(1946年7月26日)では、国際法において「平和に対する罪」「人道に対する罪」は存在しない。

極東国際軍事裁判(東京裁判)の評価

1. 勝者の報復

事後法の適用、
連合国側の行為は不問

2. 「文明」的な裁判

即死刑という選択肢もあった

そして、自虐史観が広まった。

年	清瀬一郎	社会
昭和27(1952)	追放解除にともない政界に復帰	
昭和30(1955)	第3次鳩山内閣に文部大臣として入閣	
昭和32(1957)	自由民主党内で工業所有権四法改正の調査委員長として、現行法(昭和32年法)の成立に尽力	
昭和35(1960)	衆議院議長に就任 新日米安全保障条約を強行採決	
昭和42(1967)	逝去。享年83歳	